

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画
資料編



平成26年12月

目 次

1	習志野市新型インフルエンザ等対策審議会・・・・・・・・・・	1
	（1）審議会設置条例・・・・・・・・・・	1
	（2）委員名簿・・・・・・・・・・	3
	（3）検討経過・・・・・・・・・・	4
2	習志野市危機管理に関する庁内検討委員会・・・・・・・・	5
	（1）設置要領・・・・・・・・・・	5
	（2）検討経過・・・・・・・・・・	7
3	習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例・・・・・・・・	8
4	新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）・・・・・・・・	10

1 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会

(1) 審議会設置条例

平成25年10月2日
条例第22号

(設置)

第1条 本市に新型インフルエンザ等及び感染症対策のため、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条の感染症（新型インフルエンザ等を除く。）その他の重篤な感染症をいう。

(職務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策に係る行動計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか新型インフルエンザ等対策に関し必要な事項に関すること。
- (3) 感染症対策に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第5条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 新型インフルエンザ等及び感染症に関し専門知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、新型インフルエンザ等対策担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

(2) 委員名簿

氏 名	所 属	区 分
黒田 文伸	千葉県済生会習志野病院	第1号 新型インフルエンザ等及び感染症に関し専門知識を有する者
市 川 崇	習志野市医師会	第2号 学識経験者
板谷 賢二	習志野市歯科医師会	
宇野 弘展	習志野市薬剤師会	
土屋 寛敏	習志野市人権擁護委員	
新 玲 子	習志野健康福祉センター（保健所）長	第3号 関係行政機関の職員
筒井 道広	習志野市立小中学校長会	
眞殿 弘一	保健福祉部長	第4号 市の職員
太田 清彦	危機管理監	
古賀 弘徳	消防長	
市川 隆幸	市民経済部長	
辻 利信	学校教育部長	
武石 厚司	習志野市障がい者地域共生協議会	第5号 その他市長が必要と認めた者
菅野 千秋	介護保険事業者連絡協議会	
杉山 啓子	習志野市社会福祉協議会	
高 橋 勝	習志野市連合町会連絡協議会	
増田 美代子	習志野市民生委員児童委員協議会	
西山 洋子	習志野市高齢者相談員協議会	
風見 一輝	習志野市商店会連合会	
菊池 武義	習志野商工会議所大型店連絡協議会	
三代川 彦博	習志野市消防団	

(3) 検討経過

日程	議事
平成 25 年度 第 1 回 平成 25 年 12 月 16 日(月)	(1) 会議の公開について (2) 習志野市における新型インフルエンザ等対策について (3) 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画骨子(案)について (4) その他
平成 25 年度 第 2 回 平成 26 年 3 月 19 日(水)	(1) 習志野市新型インフルエンザ等対策の取組みについて (2) 感染症の発生状況について(情報提供) (3) その他
平成 26 年度 第 1 回 平成 26 年 5 月 12 日(月)	(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について(諮問) (2) その他
平成 26 年度第 2 回 平成 26 年 7 月 18 日(金)	(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について (2) その他

2 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会

(1) 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会設置要領設置要領

(設置)

第1条

習志野市危機管理に関する検討を行うため、習志野市危機管理に関する庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条

検討委員会は、次の各号に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 習志野市危機管理指針に関すること
- (2) 習志野市地域防災計画策定に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、習志野市における危機管理に関し必要な事項

(組織)

第3条

委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(任期)

第4条

委員の任期は、第2条第1項、第1号、第2号、第3号に規定する協議及び検討作業が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条

- 1 検討委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長には企画政策部危機管理監、副委員長には企画政策部次長の職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条

- 1 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（関係者の出席）

第7条

委員長が必要のあると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条

検討委員会の庶務は、企画政策部危機管理課において処理する。

（委任）

第9条

この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は平成24年6月7日から施行する。

一部改正 平成26年12月8日

別表（第3条）

委 員	
1 企画政策部危機管理監	11 生涯学習部次長
2 企画政策部次長	12 消防本部次長
3 総務部次長	13 業務部次長
4 財政部次長	14 工務部次長
5 環境部次長	15 議会事務局次長
6 市民経済部次長	16 監査委員事務局次長
7 保健福祉部次長	17 農業委員会事務局次長
8 都市整備部次長	18 選挙管理委員会事務局次長
9 こども部次長	19 会計課長
10 学校教育部次長	

(2) 検討経過

第5回習志野市危機管理に関する庁内検討委員会以降、検討を開始。

日程	議事
第5回 平成25年8月21日(水)	・習志野市における新型インフルエンザ等対策について (これまでの経過、市の役割) ・行動計画等の作成について
第6回 平成25年10月21日(月)	・習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画について ・習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要
第7回 平成26年1月31日(金)	・新型インフルエンザ等対策実施体制について ・新型インフルエンザ等対策における各部の業務分担(案) ・新型インフルエンザ等対策行動計画等作成スケジュール(案)
第8回 平成26年3月18日(火)	・新型インフルエンザ等対策として市が行う項目についての意見(報告) ・新型インフルエンザ等対策行動計画の全体像 ・新型インフルエンザ等対策行動計画 総論(案)
第9回 平成26年5月29日(木)	・新型インフルエンザ等対策行動計画について ・各所管課業務継続計画について ・各所管課マニュアルについて
第10回 平成26年7月14日(月)	・新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修ツール(DVD上映) (国・県・習志野市の対応について共通理解を図る) ・新型インフルエンザ等対策行動計画について(情報提供体制・臨時休業等) ・新型インフルエンザ等対策における各部の業務分担(案) 各部局取りまとめ提示
第11回 平成26年10月16日(木)	・新型インフルエンザ等対策行動計画について ・業務継続計画作成担当者会議について

3 習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、習志野市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（平成二十四年五月十一日）

（法律第三十一号）

（目的）

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされる

までの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

六 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）又は再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が

指定するものをいう。

（平二五法八四・一部改正）

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する

る事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

- 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

第二節 まん延の防止に関する措置

（感染を防止するための協力要請等）

- 第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
 - 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないとき

は、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（住民に対する予防接種）

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。

- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適

用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（平二五法八・一部改正）

平成２６年１２月発行

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画 資料編

作成・発行 〒２７５－８６０１

千葉県習志野市鷺沼１－１－１

千葉県習志野市保健福祉部健康支援課

☎：０４７（４５１）１１５１（代表）

ファクス：０４７（４５１）４８２２

E－m a i l：kenkosien@city.narashino.lg.jp

ホームページ：http://www.city.narashino.lg.jp